4−6　危険物流出の安全対策

1　危険物施設の規制

ガソリン、灯油など「消防法」で定められている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う施設を新たに設けたり、その位置、構造、設備を変更しようとする場合は、市町村長等の許可を受けるとともに、工事が完了したときには、市町村長等が行う完成検査を受けなければなりません。また、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類や数量を変更しようとする場合も、市町村長等に届け出ることになっています。（東京消防庁管内では、消防総監がこれらの事務を行っています。）

東京消防庁では、これらの許可申請や届出に対する審査・検査を通じて、危険物施設の安全を確保しています。

写真 71　地下タンク貯蔵所の検査の様子

第 4-13 表　危険物施設の現況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分			施設数
製造所			75 か所
貯蔵所	屋内貯蔵所		1,762 か所
	屋外タンク貯蔵所		371 か所
	屋内タンク貯蔵所		1,147 か所
	地下タンク貯蔵所		2,911 か所
	簡易タンク貯蔵所		8 か所
	移動タンク貯蔵所		1,585 か所
	屋外貯蔵所		169 か所
取扱所	給油取扱所	営業用	1,102 か所
		自家用	649 か所
	販売取扱所		325 か所
	移送取扱所		13 か所
	一般取扱所		2,514 か所
合計			12,631 か所

（注）1　一般取扱所とは、ボイラー設備や塗装工場などで指定数量以上の危険物の消費、吹付けなどを行うものをいう。

2　危険物施設の現況には、島しょ地域の施設数を含む。

2　危険物施設の保安管理

危険物施設における事故原因をみると、維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因や劣化（腐食、疲労等）、破損等の物的要因などから発生しています。このような中、地下タンクの流出事故防止対策等を主な内容とする危険物の規制に関する規則等の一部改正（平成23年2月1日施行）を受け、地下タンクに対し、ガラス繊維強化プラスチックによる内面ライニングや電気防食等の措置を講ずるよう推進しています。

「消防法」では、危険物施設の安全を確保するため、「危険物取扱者」による危険物の取扱いや施設規模等に応じて「危険物保安統括管理者」「危険物保安監督者」「危険物施設保安員」による危険物取扱作業の管理・監督、施設の維持・管理等の保安業務の実施を義務付けています。

第 4-9 図　危険物施設における保安対策

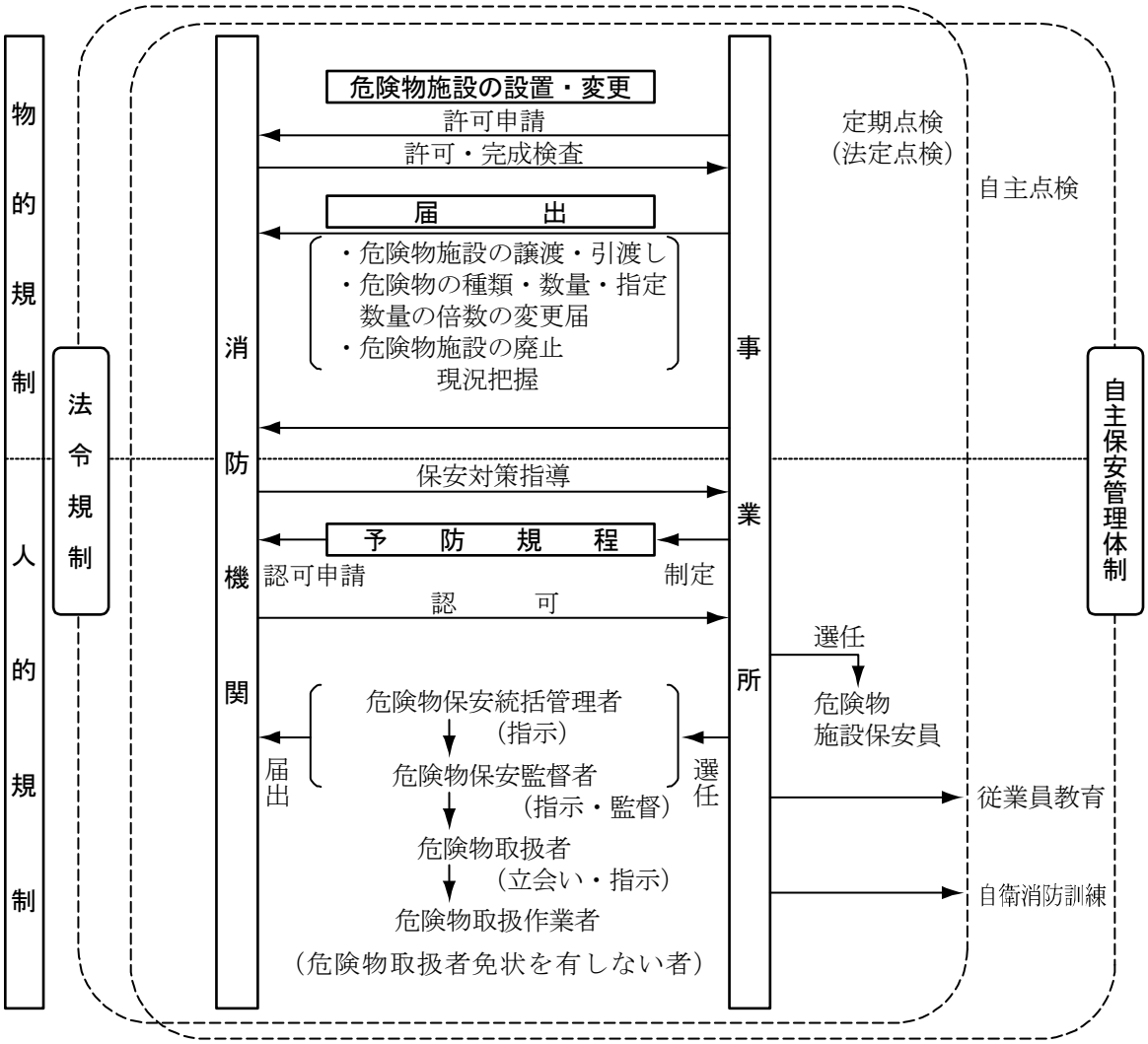

3　危険物施設における地震対策の推進

大規模な地震に備え、危険物施設の構造や設備について、耐震性を増すなどのハード面の対策に加え、地震発生時における施設の点検、応急措置等に関するソフト面の対策を指導するなどして、地震対策を推進しています。

4　大規模危険物事業所の共同防災体制

東京都では、危険物を大量に貯蔵し、又は取り扱う施設が港湾、河川の沿岸部に集中しています。これらの大規模危険物事業所で事故が発生した場合は、一つの事業所内に止まらず被害が拡大する危険性があることから、事業所はもとより地域全体の防災体制についても考慮しておかなければなりません。このため、都内には35の大規模危険物事業所による「東京危険物災害相互応援協議会」が組織されており、事故発生時に消火薬剤や防災資器材等を相互で応援する共同防災体制が整備されています。東京消防庁では、この協議会と覚書を締結し、協議会が実施する災害対応能力の向上及び自主保安管理体制の充実に向けた各種活動を積極的に支援しています。

写真 72　大規模危険物事業所との演習

5　少量危険物又は指定可燃物の火災予防

少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を設置しようとする場合には、火災予防条例に基づき、10日前までに設置場所周囲の状況、建築物、工作物及び設備機器の構造等について所轄消防署長に届け出て検査を受けることを義務づけています。この制度を通じて、これらの施設に対する火災予防対策の指導を推進しています。

6　水素社会の実現に向けた危険物施設の安全対策

東京都では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックレガシーとして、環境にやさしい水素エネルギーの利用を進めており、この取組の一つとして、圧縮水素充填設備（水素ステーション）の整備を推進しています。東京消防庁では、今後、増大が予想される圧縮水素充填設備設置給油取扱所に対する施設の安全対策の指導を推進していきます。

4—7 都市ガス及び液化石油ガス等の保安対策

1　都市ガスの保安対策

超高層建築物や地下街などにおける都市ガスに起因する爆発事故などを未然に防止するため、昭和54年3月「超高層建築物における人命安全対策」及び「地下街の消防対策」についての火災予防審議会の答申を踏まえ、ガス事業者に対して都市ガス施設の安全対策として、ガス漏れ警報器及び緊急遮断装置の設備などについての指導を行ってきました。

その後、昭和55年8月16日、静岡駅前ゴールデン街のガス爆発火災を教訓として、昭和56年1月「消防法施行令」が改正され、地下街等には消防用設備等の一つとしてガス漏れ火災警報設備が、また、ガス事業関係法令も改正され、特定地下街などに緊急遮断装置などの設備がそれぞれ義務付けられるなど法制面の強化が図られました。

また、地下街などにおける都市ガス漏えい時の自主防火管理体制の確立に努めています。

2　可燃性天然ガスの保安対策

平成19年6月19日、東京都渋谷区の温泉汲み上げ施設において爆発火災が発生しました。これを踏まえ、平成20年7月「消防法施行令」が改正され、温泉汲み上げ施設に対してガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど法制面の強化が図られました。

3　液化石油ガスに対する消防の関与

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」により、3,000kg以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設又は特定供給設備の設置に係る都道府県知事の許可を受けようとする者は、許可申請にあたって、消防長又は消防署長の意見書を添付することとなっています。また、経済産業大臣又は都道府県知事は、許可等を行ったときには、消防庁長官又は消防長にその旨の通報をすることとされています。

一方、消防庁長官又は消防長は、液化石油ガス販売事業者の液化石油ガスの貯蔵施設供給設備若しくは充てん設備又は販売若しくは充てんの方法が基準に適合しない場合、その他、災害の予防のため特に必要であると認める場合は、都道府県知事に対し必要な措置をとるべきことを要請するなど、保安面について関与しています。

4　高圧ガス、毒物・劇物等の届出

圧縮ガス、液化ガス、放射性同位元素、毒物・劇物などを貯蔵し、又は取扱う事業所においては、火災が発生した場合に地域住民や消防隊に危険を及ぼすことから、「消防法」又は「火災予防条例」によりあらかじめ品名、数量や貯蔵、取扱いに関する必要な事項について届け出なければならないことになっています。